



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2024 年 3 月 25 日(月)

中堅・中小企業の賃上げへ ～大規模成長投資補助金～

中堅・中小向け大規模成長投資補助金とは

本事業は、地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足下の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指し、大規模設備投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的とした大型補助金です。工場や倉庫、販売拠点などの新設や増設、最先端の機械や省力化できる設備の購入、ソフトウェアの購入や情報システムの構築費などが対象となります。補助上限額が 50 億円とかなり大がかりな補助金となっています。

補助事業期間

交付決定日から最長で令和 8 年 12 月末まで。

※ただし、補正予算の早期執行の観点から、極力令和 6 年度末までに設備等の支払い・設置を前倒しする投資計画の策定が必要です。

補助対象者

補助対象者は、日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の会社又は個人です。会社・個人以外の法人も、政策目的に沿った補助事業であり、その補助事業が収益事業に関する内容である場合、補助対象者となります。ただし、以下のいずれかに該当するものは、大企業とみなして補助対象

外となります。ここでいう「大企業」とは常時使用する従業員数が 2,000 人超の事業者を指します。

(ア) 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人

(イ) 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

補助事業の要件

① 投資額 10 億円以上 (外注費・専門家経費を除く補助対象経費分) であること

※投資場所が複数地域になる場合も対象となりますが、補助事業の目的・内容が一体的であることが必要です。

② 賃上げ要件「補助事業終了後 3 年間の賃上げ率が、直近 5 年間の最低賃金の伸び率以上」を達成すること

③ 補助率 1/3 以内

締切は令和 6 年 4 月 30 日 17 時です。



この補助金で最先端ロボットが購入できる!